

会計年度任用職員（児童生活指導員（夜間））募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（児童生活指導員（夜間））
採用予定人数	若干名
職務内容	1 一時保護児童の生活指導用務 2 一時保護所内の庁舎管理用務
応募資格	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科を修めて卒業した者 2 保育士の資格を有する者 3 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の資格を有する者 4 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者 5 前各号に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者 地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	児童福祉や学校教育の現場経験のある人材
任用期間	令和8年2月1日から令和8年3月31日まで ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あり
勤務場所	札幌市児童福祉総合センター（札幌市中央区北7条西26丁目）又は、札幌市東部児童相談所（札幌市白石区本郷通3丁目北3） ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市子ども未来局児童相談所又は札幌市子ども未来局東部児童相談所
勤務日・時間	・勤務回数：4週間当たり10回を超えない範囲 ・休日：4週間当たり8日以上 ・勤務時間：4週間を通じて1週間当たり29時間23分を超えない範囲。 1回当たり11時間45分（16時45分から翌日9時00分まで） ・休憩時間：1時30分から6時00分までの4時間30分 ※時間外勤務を命ずる場合あり
給与	日額 15,406円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和7年3月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更されることがあります。 ※上記のほか、夜間勤務手当（1,295円程度）や特殊勤務手当（2,375円程度）が支給されます。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール	・応募受付期間：令和7年12月1日～令和8年3月31日

応募方法	・面接日程：令和7年12月上旬～ ・合否決定時期：令和8年1月上旬 ・応募方法：上記の受付期間までに、所定様式の写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 【履歴書送付先（募集者）】 ①児童福祉総合センター（〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目） 宛名：札幌市子ども未来局 児童相談所 地域連携課 ②東部児童相談所（〒003-0025 札幌市白石区本郷通3丁目北3-1） 宛名：札幌市子ども未来局 東部児童相談所 家庭支援課 ※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書き ※希望する児童相談所宛に送付してください（参考：①中央区、②白石区）。
個人情報の取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。